

■公的年金等を受給されている方について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要がありません。

ただし、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、次に該当する方は町・道民税の申告が必要な場合があります。

- ・「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合

給与支払報告書の提出について

令和2年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。

提出期限は令和2年1月31日となっておりますが、お早めに提出願います。

なお、給与支払報告書の提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用下さい。

〈お問い合わせ先〉

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001

苫小牧税務署

電話 0144-32-3165

苫小牧税務署からのお知らせ

【確定申告のお知らせ】

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の申告相談及び申告書受付は、2月17日（月）から3月16日（月）までとなります。

確定申告書は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax（電子申告）をご利用ください。

申告相談会場等で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、スマートフォン等からe-Taxによる申告書等のデータ送信が可能です。

【消費税の課税事業者の方は区分経理が必要です】

軽減税率の対象品目の取引がある課税事業者の方は、日々の経理において、売り上げや仕入れ（経費）を税率の異なるごとに区分して記帳する「区分経理」を行う必要があります。

また、課税事業者の方が、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理をした帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です。

【申告相談会場開設期間等のお知らせ】

次のとおり申告相談会場を開設します。

会場及び駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用の上、なるべくお早めにお越しください。

申告相談会場	苫小牧市労働福祉センター 苫小牧市末広町1丁目15番7号
開設期間	令和2年2月17日（月）から 令和2年3月16日（月）まで （ただし、土・日曜日・休祝日を除く）
相談受付時間	午前9時から午後4時まで

申告のご相談は、会場を開設する2月17日（月）以降にお越しください。

また、会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください。

なお、作成済みの確定申告書は、郵送等により税務署に提出してください。

申告に関するご質問は、お電話によりお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

苫小牧税務署 〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目4番17号

電話 0144-32-3165（自動音声でご案内します。）

放課後児童クラブ利用児童募集のお知らせ

令和2年度放課後児童クラブの利用児童を下記のとおり募集しています。

現在利用している場合であっても、年度ごとの申請のため、4月以降の利用には再度申請が必要となりますので、申し込み忘れがないようご確認ください。

(1) 実施施設及び定員

名称	開設場所	定員
とみかわ児童館児童クラブ	富川北2丁目8番1号 とみかわ児童館内	50名
もんべつ児童館児童クラブ	緑町11番地の6 もんべつ児童館内	40名
厚賀すずらん保育所児童クラブ	厚賀町214番地の1 厚賀すずらん保育所内	20名
日高児童仲良しクラブ	松風町2丁目254番地の1 日高小学校内	20名

(2) 募 集 期 間 1月7日(火)～2月7日(金)

※クラブの運営上、緊急的な場合を除き、募集期間を過ぎてからのお申し込みはお受けできませんのでご注意ください。

(3) 提 出 先 各放課後児童クラブ、日高町役場子育て福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

【お問い合わせ先】 日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

札幌弁護士会

ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

【門別地区相談所での開催】※毎月第4火曜日開催予定

2月の相談日・・・25日(火)

- 事前予約制 電話 0146-42-8373
- 予約受付 平日の午前10時～午後4時
- 相談時間 午後1時30分～午後4時
- 相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム（日高町門別本町210番地の1）

【新ひだか町での開催】

2月の相談日・・・3日(月)・5日(水)・10日(月)・12日(水)・17日(月)・19日(水)・26日(水)

- 事前予約制 電話 0146-42-8373
- 予約受付 平日の午前10時～午後4時
- 相談時間 午後1時～午後3時
- 相談場所 ひだか弁護士相談センター（新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号）

【平取町での開催】※相談時間が毎月変更となるため、ご確認ください。

2月の相談日・・・4日(火) 午後1時30分～午後3時
25日(火) 午前10時30分～正午

- 事前予約制 電話 01457-2-2222（平取町役場まちづくり課広報広聴係）
- 予約受付 平日の午前9時～午後5時
- 相談場所 ふれあいセンターびらとり（平取町本町35番地1）

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。